かいけいね ん どにんようしょくいん

会計年度任用職員のあらまし

れいわ ねん がつ にちげんざい **一令和7年9月5日現在—**

1 任用期間

にんよう ひ つき あいだ じょうけんつきさいようきかん 任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報 酬 等

- ①報酬月額 <u>90,100円</u> 標準月額 (報酬額等は改定される場合があります。)
- ②通勤経費

 - こうつうようぐりょう ばあい つうきんきょり おう がく しきゅう 交通用具利用の場合:通勤距離に応じた額を支給
- 3その他 期末手当を支給
- (1)年次休暇

任用された日から 1 年の間で 1 0 日。この日数は、1 日を 5 時間に換算します。(1 0 日間 = 5 0 時間)

②年始・年末の休暇

がっ にち にちおよ 1月1日~3日及び12月29日~31日

③その他に特別休暇(夏季3日など)があります。

4 社会保険等

はんこうほけん こうせいねんきんほけんおよ こようほけん かにゅう 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

5 その他

かいけいねんどにんようしょくいん 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般 は、「地方公務員法」に基づき任用される一般 職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令をうないとうないとうないとうないとうないとうないとうないとうないとう。 とうきょ じょうしゅくなじょう めいれい となが ぎな にんようしゅいこうい きんし 等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限)が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 勤務場所・勤務時間について

- ・4週間を平均して1週間当たり20時間です。
- ・勤務時間の割り振りは原則、下記の通りです。ただし、業務の都合等により変更される

マダル 区分	**t 主 な	勤務場所・勤務時間
	(Elliber of the control of the con	8:30~17:15のうち5時間(週4日)
Z	きょういくいいんかいじむきょく 教育委員会事務局、 がっこうなど 学校等	8:00~17:00のうち5時間(週4日)

しないぜんいき かくしせつ きんむ ばあい ※ 市内全域の各施設に勤務する場合があります。